



ラザード・アセット・マネージメント・エルエルシーがサイバーエージェント<4751>株式の大量保有報告書を提出



サイバーエージェント<4751>について、ラザード・アセット・マネージメント・エルエルシーが6月20日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「顧客との投資一任契約に基づく顧客資産運用のための純投資」によるもの。

報告書によると、ラザード・アセット・マネージメント・エルエルシーのサイバーエージェント株式保有比率は、5.00%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2017年6月15日。